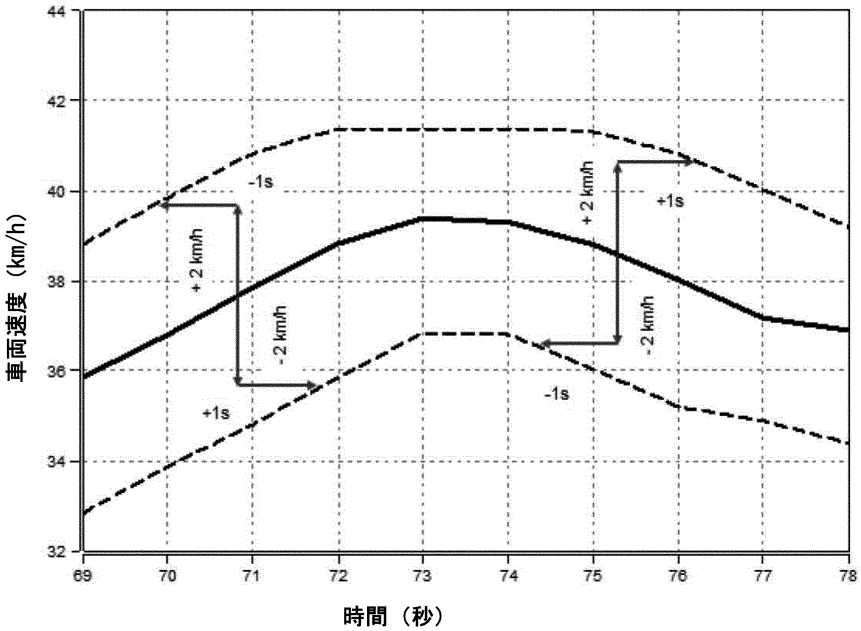
1.2.6.3.7.　自動車及び制御システムを安定した状態にするために、追加で適用WLTCによる走行を行っても良い。
1.2.6.3.8.　追加で行ったプレコンディショニングの程度を記録すること。
1.2.6.4.　自動車製作者等が定める方法に基づき、エンジンを始動すること。ただし、始動時の主モードから別のモードへ切り替える場合は、自動車の他の性能に影響を及ぼさない範囲で運転者の意思に反した切り替えを行わないこと。
1.2.6.4.1.　自動車が始動しない場合、その試験は無効とし、再度プレコンディショニング試験から試験をやり直すこと。
1.2.6.4.2.　エンジンの始動時にサイクルを開始すること。
1.2.6.4.3.　燃料としてLPG又はCNGを使用する場合は、エンジンをガソリンで始動し、運転者が変更できない所定の時間経過後に燃料をLPG又はCNGに自動的に切り替えることができる。
1.2.6.4.4.　自動車の静止段階又はアイドリング段階において、駆動輪が回転することを防ぐために適切な力でブレーキを働かせること。
1.2.6.4.5.　実際の走行速度を評価するために、試験時は、速度を時間とともに記録又はデータ取得装置により１秒間に１回以上収集すること。
1.2.6.4.6.　適用WLTCの各フェーズにおいて試験自動車が実際に走行した距離を記録すること。
1.2.6.5.　変速機の使用
1.2.6.5.1.　手動変速機
　別紙２の変速に係る規定に従うこと。ただし、別紙８に基づき試験を行う自動車にあっては、別紙８の1.6.に基づき走行すること。また、適用WLTCにおいて必要な加速度及び最高速度値を達成できない自動車にあっては、要求される運転曲線に到達するまで、アクセル操作を全開にして走行し、その逸脱について記録すること。この場合において、これらの状況における速度トレース違反により試験を無効とみなさないこととする。
1.2.6.5.1.1.　1.2.6.6.に規定する許容差に基づくこと。
1.2.6.5.1.2.　規定された変速位置の±1.0秒以内に変速を開始し、変速を完了すること。
1.2.6.5.1.3.　規定されたクラッチ作動の±1.0秒以内にクラッチを切断すること。
1.2.6.5.2.　自動変速機
1.2.6.5.2.1.　自動変速機を備える自動車については、主モードで試験を行い、速度トレースに正確に従うようアクセル操作を行うこと。この場合において、1.2.6.6.に示す許容差を適用するものとする。また、最初にギヤを接続した後は、試験中は変速操作を行わないこと。
1.2.6.5.2.2.　運転者が選択可能な運転モードを有する自動変速機を備える自動車は、前進走行に使用されるすべての自動変速モードにおいて排出ガス基準を満たすものであること。ただし、メンテナンスモード等特殊な用途に使用されると認められるモードについてはこの限りでない。
1.2.6.5.2.3.　1.2.6.6.に示す許容差を適用すること。また、最初にギヤを接続した後は、試験中は変速操作を行わないこと。この場合において、最初のギヤ接続は、最初の加速開始の１秒前に行うこと。
1.2.6.5.3.　マルチモード変速機の使用
1.2.6.5.3.1.　排出ガス試験において、すべてのモードで排出ガス規制値を満たすこと。
1.2.6.5.3.2.　手動モード付き自動変速機を備える自動車にあっては、1.2.6.5.2.に基づき試験を行うこと。
1.2.6.6.　速度トレースの許容差
　適用WLTCの表示速度と理論速度について以下の許容差が認められるものとする。
(a)　上限は所与の時点から±1.0秒の範囲でトレースを2.0km/h上回る。
(b)　下限は所与の時点から±1.0秒の範囲でトレースを2.0km/h下回る。
これらの規定値を上回る又は下回る速度差については、その値を逸脱する時間が任意の一時点で１秒以内である場合であり、１回の試験について逸脱が10回以内である場合に限り認められるものとする。

（参考図）速度トレースの許容差




1.2.6.7.　加速
　速度トレースに従うために適切なアクセル操作を行い、自動車を走行させること。この場合において、代表的な変速速度及び手順に基づき、円滑に自動車を走行させるものとする。
1.2.6.7.1.　手動変速機を備える自動車にあっては、各変速操作中はアクセルを戻し、最小時間で変速を完了すること。
1.2.6.7.2.　自動車が速度トレースに従うことができない場合にあっては、車速が所与の時点における規定速度に達するまで、最大利用可能出力で走行すること。
1.2.6.8.　減速
1.2.6.8.1.　減速中、運転者はアクセル操作を行わないこと。また、別紙２の4.（c）に規定する位置まで手動でクラッチを切断しないこと。
1.2.6.8.1.1.　減速したときに車速が速度トレースの規定値を下回っている場合にあっては、速度トレースに従うようアクセル操作を行うこと。
1.2.6.8.1.2.　減速したときに車速が速度トレースの規定値を上回っている場合にあっては、速度トレースに従うようブレーキを操作すること。
1.2.6.9.　予期しないエンジン停止
1.2.6.9.1.　予期しない時点においてエンジンが停止した場合、プレコンディショニング試験又はWLTC試験は無効とみなす。
1.2.6.10.　サイクル走行の終了後、エンジンのスイッチを切ること。
1.2.7.　ソーク
1.2.7.1.　プレコンディショニング後及び試験前に、1.2.2.2.2.に規定する条件を有する室内に自動車をソークすること。